

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
軌道兼用車	<p>鉄道事業の許可を受けた者若しくは軌道事業の特許を受けた者又はこれらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者が、線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路又は軌道上を走行するための車輪を有していること。</li> <li>2 線路又は軌道上を走行するための車輪の駆動は、運転者席、作業台等において操作できること。</li> <li>3 線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等のための設備を有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条（許可）、軌道法（大正10年法律第3号）第3条（事業の特許）</li> <li>・鉄道事業の許可を受けた者又は軌道事業の特許を受けた者であることを証する書面の写し（これらの者と線路又は軌道の維持、修繕、復旧作業等を行うことに関する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し）の提出を求めるものとする。</li> </ul>